

# 第 10 期 分 別 収 集 計 画



令和 4 年 7 月

鹿児島県 瀬戸内町

\*\*\*\*\* 目 次 \*\*\*\*\*

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

# 瀬戸内町分別収集計画

令和4年6月3日

## 1 計画策定の意義

本町は、鹿児島から南へ約380kmの洋上に浮かぶ奄美大島本島の南部に位置し、大島海峡をはさんで加計呂麻島、請島、与路島の有人3島を含む、総面積239km<sup>2</sup>に及ぶ広大な行政区域を有している。また、「住民参加・人づくりのまち」を基本理念に、自然豊かな快適で潤いのある生活環境の構築を目指し、各種施策を展開している。とりわけ、ごみ問題は生活環境に密着する永遠の重要課題であり、今日の経済発展に伴う大量生産、大量消費は国民の生活様式の多様化や利便性をもたらしたが、一方で廃棄物排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場の逼迫等の深刻な社会問題を生じさせている。

このような社会経済、ライフスタイルを見直し、資源循環型の暮らしへと転換するには、廃棄物の排出を抑制し、その上で容器包装に係る分別収集及び「再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の相当の割合を占める容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民、事業者、行政がそれぞれの役割と実行可能な方策を明確にし、これを公表することにより、協働して取り組むべき方針を示した。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、さらには資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が構築される。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみ、環境問題に関する意識の啓発
- (2) ごみ減量化とリサイクル運動の推進
- (3) 再商品化の利用促進
- (4) 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、無色ガラス製容器、茶色ガラス製容器、その他ガラス製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	276 t	273 t	269 t	266 t	262 t

#### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

##### (1) 普及啓発活動

ごみ分別の手引きやごみ出しカレンダー、毎月発刊されている町広報誌、町ホームページ及び地域のFM放送等により、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の呼びかけを行う。

##### (2) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会など、あらゆる機会を活用し、町民、事業者に対してごみ排出量の増大や最終処分場の逼迫、また、ごみ処理に要する経費の急増等について情報を共有し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別、再生利用の意義及び効果等、ごみの適正な出し方に関する教育・啓発活動に積極的に取り組む。

##### (3) 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主としてスチール製の容器</li> <li>・主としてアルミ製の容器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無色のガラス製容器</li> <li>・茶色のガラス製容器</li> <li>・その他のガラス製容器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビン</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として段ボール製の容器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段ボール</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットボトル</li> </ul>

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装  
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	17 t		17 t		17 t		17 t		17 t	
主としてアルミ製の容器	27 t		27 t		26 t		26 t		25 t	
無色のガラス製容器	(合計) 29 t		(合計) 29 t		(合計) 29 t		(合計) 29 t		(合計) 29 t	
	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)
	29 t	t	29 t	t	29 t	t	29 t	t	29 t	t
茶色のガラス製容器	(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t	
	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)
	26 t	t	26 t	t	26 t	t	26 t	t	26 t	t
その他のガラス製容器	(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t	
	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)
	20 t	t	20 t	t	20 t	t	20 t	t	20 t	t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	t		t		t		t		t	
主として段ボール製の容器	126 t		124 t		122 t		120 t		118 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 31 t		(合計) 30 t		(合計) 29 t		(合計) 28 t		(合計) 27 t	
	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)	(引渡 量)	(独自 処理)
	t	31 t	t	30 t	t	29 t	t	28 t	t	27 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、令和3年度末の住民基本台帳の人口を基準に過去5カ年の平均変動率を乗じて次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
8,754人 (対前年度比) △0.011	8,658人 (対前年度比) △0.011	8,563人 (対前年度比) △0.011	8,469人 (対前年度比) △0.011	8,376人 (対前年度比) △0.011

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2号第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、びん類については、現在の収集体制及び処理施設の整備状況を見据えながら検討していく。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町による定期収集	町
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	ビン類	町による定期収集	町
	茶色ガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	町による定期収集	町
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集	町

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶類（スチール、アルミ）、ビン類（無色、茶色、その他）、ペットボトル、段ボール、については、現在、本町の施設（瀬戸内町クリーンセンター）で選別・圧縮・保管している。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	指定袋	パッカー車	民間業者
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	ビン類	指定袋	パッカー車	民間業者
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
段ボール	段ボール	縛る・指定袋	パッカー車	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	パッカー車	民間業者

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 住民への分別収集に関する普及啓発を実施していく。
- (2) 指定ごみ袋に容器包装廃棄物の専用ごみ袋を導入する。
- (3) リュースびんの分別収集を推進していく。
- (4) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認・記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行うこととする。